

議案第53号

守口市営住宅条例の一部を改正する条例案

守口市営住宅条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和6年6月14日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市営住宅条例の一部を改正する条例

守口市営住宅条例（平成 9 年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
(設置) 第 1 条 略 2 略 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>市営住宅寺方団地</td><td>守口市南寺方北通 2 丁目 9 番、20番</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>市営住宅日吉団地</td><td>略</td></tr> <tr> <td>市営住宅桜町団地</td><td>守口市桜町 8 番</td></tr> </table> 第 2 条から第 4 3 条まで 略 (住宅の返還) 第 4 4 条 略 2 前項第 3 号の規定にかかわらず、現形に復することができない特別の理由があるときは、市長の承認を得て現形のまま返還することができる。	名称	位置	市営住宅寺方団地	守口市南寺方北通 2 丁目 9 番、20番	略		市営住宅日吉団地	略	市営住宅桜町団地	守口市桜町 8 番	(設置) 第 1 条 略 2 略 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>市営住宅寺方団地</td><td>守口市南寺方北通 2 丁目 9 番</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>市営住宅日吉団地</td><td>略</td></tr> </table> 第 2 条から第 4 3 条まで 略 (住宅の返還) 第 4 4 条 略 2 前項第 3 号の規定にかかわらず、<u>原形</u>に復することができない特別の理由があるときは、市長の承認を得て現形のまま返還することができる。	名称	位置	市営住宅寺方団地	守口市南寺方北通 2 丁目 9 番	略		市営住宅日吉団地	略
名称	位置																		
市営住宅寺方団地	守口市南寺方北通 2 丁目 9 番、20番																		
略																			
市営住宅日吉団地	略																		
市営住宅桜町団地	守口市桜町 8 番																		
名称	位置																		
市営住宅寺方団地	守口市南寺方北通 2 丁目 9 番																		
略																			
市営住宅日吉団地	略																		

以下 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。